HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	農産物および農業労働市場におけるオンラインプラットフォームの機能と限界に関する研究［論文内容及び審査の要旨］
Author(s)	今井, 遼太郎
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(農学)
Dissertation Number	甲第15754号
Issue Date	2024-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/91923
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	IMAI_Ryotaro_review.pdf, 審査の要旨

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学 位 論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称　博　士（農学）　　氏名　今井　遼太郎

審査担当者　主　査　教　授　坂　爪　浩　史
副　査　教　授　山　本　康　貴
副　査　教　授　板　橋　　衛
副　査　准教授　清水池　義　治

学 位 論 文 題 名

農産物および農業労働市場におけるオンラインプラットフォームの機能と限界に関する研究

本論文は 7 章からなり、図 35、表 15、文献 157 を含むページ数 127 の和文論文であり、別に参考論文 1 編が付されている。

本研究の課題は、農産物および農業労働市場に存在するオンラインプラットフォームが果たす機能と限界を明らかにすることである。

明らかにしたことは以下の通りである。

第一に、農業労働市場においては、労働力供給が限定的されており労働力獲得競争が過剰であるため、オンラインプラットフォームのみで域内の農業労働市場全体を包括することが困難であり、ユーザー流出の弊害が大きいということを明らかにした。一部農家の利己的な行動に対抗できうる政治的アクターは、農村各地に存在する単位農協以外になく、農協による市場監督機能抜きにはオンラインプラットフォーム自体が持続できない。そのため、我が国の農業労働市場は今後も農協との協力関係の中で発展を遂げると思われる。

第二に、農産物市場のうちにふるさと納税という世界にも類を見ないマーケットが存在しており、ポータルサイト各社がその商流を独占し、自治体に対して強い価格交渉力を持つことを明らかにした。その上、供給量の拡大に伴って農産物の買取価格が低下する市場構造となっているため、川上である生産者の利潤を今後侵食する可能性が高いことを指摘した。

第三に、農産物の産直オンラインプラットフォーム市場において、生産者はオンラインプラットフォームを販売チャネルとして活用しながらも、市場の永続性を信頼していないために、オンラインプラットフォームを介さない取引へと顧客を誘導するインセンティブがあること、流通金額の多寡はプラットフォーマーの収益性に直結するため、現状のビジネスモデルのままでの持続は困難であることを明らかにした。

従来、オンラインプラットフォームは、ネットワーク効果によって自身の価値を増大さ

せながら、合理的かつ効率的な財の取引を実現するものであると理解されてきた。しかしながら分析の結果、我が国の農業市場においては、オンラインプラットフォームは生産者から公共財として理解されており、コスト負担が忌避される傾向にある。そのため、ユーザー（非生産者）が域外流出を促されてしまい、このままではネットワーク効果の好循環をスタートさせることができない。顧客基盤の流出がオンラインプラットフォーム自身の価値を低下させ、更なる顧客減少を招くという負のループに陥るためにビジネスとして持続せず、結果として一過性のチャネルとしての機能のみを有することになる。

対して、農協や自治体といったアクターが取引に介在し、オンラインプラットフォームと持続的な関係を構築しながらガバナンスやキュレーションを行うことで、ネットワーク効果の好循環を繰り返しながら持続的に成長する市場として成立することが明らかになった。すなわち、農業市場におけるオンラインプラットフォームは、単体ではデジタル技術によって新たに顕在化させた需要と供給を生産者に直接接合することができないという限界を抱えているのである。

このように本研究は、既存市場のルールや秩序を急速な勢いで刷新し、世界中の経済構造を再編しつつあるオンラインプラットフォームについて、その農業市場への参入状況、機能および限界を実証的に解明したものであり、実践的ならびに学術的な意義は大きい。

よって、審査員一同は、今井遼太郎が博士（農学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認めた。